

第55期

令和3年度第4回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和3年8月23日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 55 期 令和 3 年度 第 4 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 3 年 8 月 23 日 (月) 9 時 53 分～10 時 27 分
開催場所	板金工業組合 会議室
出席状況	公益代表委員 4 人 (定数 5 人) 労働者代表委員 5 人 (定数 5 人) 使用者代表委員 5 人 (定数 5 人) 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 平井 建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問) 特定(産業別)最低賃金の実地視察について
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局(室長)

定刻より早い時刻ですが、ただ今から、令和3年度第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計14名のご出席をいただいています。なお、公益代表委員の佐野委員より事前に欠席のご連絡を承っています。最低賃金審議会令第5条第2項の規定による3分の2以上のご出席をいただいているため、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けたところ、3名の申込みがあり、本日、傍聴していただいていることを、併せて報告します。

それでは、以後の議事進行を会長にお願いします。よろしくお願いします。

○会長

本日の議題(1)は、8月4日に答申した「滋賀県最低賃金の改正決定」に対する「異議の申出」についてです。

本日は後程、滋賀労働局長から、異議の申出に係る審議を行うための諮問が行われることになっていますが、まず、事務局から、異議申出の状況について説明をお願いします。

○事務局(室長)

異議申出の状況について説明します。8月4日に改正決定の答申をいただいた滋賀県最低賃金について、同日、最低賃金法第11条に基づき異議申出に関する公示を行ったところ、8月19日付けで一般社団法人滋賀県タクシー協会から、8月20日付けで滋賀県労働組合総連合から、8月18日付けでコープしが労働組合から、お手元の資料No.1、No.2、No.3のとおり、異議申出書がそれぞれ提出されました。

事務局としては、3つの申出が、所定の期限である8月20日までに、かつ、異議の内容及び理由が記載されている書面により提出されているものであるため受理しました。

最低賃金法では、異議申出書を受理した場合、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めることを規定していることから、本日、本審議会を開催し、審議をお願いしたいです。以上です。

○会長

事務局から異議申出書の朗読をお願いします。

○事務局(補佐)

異議申出書は3件提出され、本日、その写しを審議会資料として配布しています。

最初に、資料No.1 一般社団法人滋賀県タクシー協会の異議申出書を朗読します。

滋賀労働局長 待鳥浩二 殿

一般社団法人滋賀県タクシー協会 会長 田畑太郎

令和3年度滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出書

謹啓、平素は、何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月4日に滋賀地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、以下のとおり異議の申し出を致します。

賃金の引上げが実現し、滋賀県の経済が活性化することは当タクシー業界としても強く願望するところです。

しかしながら、今回の答申は、時間額を現行の868円から28円引上げることが適当とするもので、これは事業における賃金の支払い能力を全く無視したものであり誠に遺憾であると言わざるを得ません。労働集約型産業の当業界としては極めて厳しく、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

最低賃金につきましては、毎年大幅な引上げが続いており、労働集約型産業であり必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫する要因になっています。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は極めて深刻であって、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響をうけております。多くのタクシー事業者においては、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。

事態の収束が全く見通せない中で、タクシー事業者は雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しており、もし最低賃金が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

貴局におかれましては、タクシー業界の実態をご理解いただき、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

次に、資料No.3 コープしが労働組合の異議申出書を朗読させていただきます。時間の都合上、資料No.2 滋賀県労働組合総連合の異議申出書については資料を見ていただき朗読については割愛させていただきます。

滋賀労働局 局長 待鳥浩二 様

2021年度滋賀県最低賃金の改定決定について（答申）への異議申し立て

2021年8月4日滋賀地方最低賃金審議会にて、28円引上げの896円（3.23%）という答申が示されました。以下、情勢を踏まえ、異議申し立てを行うものです。

大災害と感染症の時代の中で、日本と地域経済の好循環に必要なものが最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の是正だと考えています。

私たちコープしが労働組合は、全労連と地方組織が取り組んできた「最低生計費試算調査」の結果をもとに「8時間働けばふつうに暮らせる」最低限度の賃金は月額24万円、時間額1500円以上（月150時間）として、最賃額の大幅な引上げを求めてきました。

しかし、滋賀地方最低賃金審議会が労働局長に答申した896円は28円の引上げにとどまり、私たちが求めている1500円どころか、1000円にも大きく届かない金額となっています。

最低賃金の地域間格差についても一番高い東京都との差は145円と大きく開いており、都市部と地方との経済的格差が縮まっていく展望を描けません。

また、私たちは、最低賃金の引上げには中小企業支策の強化が欠かせないと主張してきました。今年の滋賀地方最賃審議会の答申では、中小企業・小規模事業者への支策の構築を行うよう要望が盛り込まれ、その意義は大きいものと言えます。あわせて、事業の公正な競争を確保するため、人件費上昇分を価格転嫁できる行政の監視、コロナ禍の緊急事態宣言やまん延防止措置が招いた経済活動停滞により深刻な影響が出ている業種への支援強化などについても示される必要があると考えます。

最低賃金を大幅に引上げることと、そのためには何が必要かということに対し、さらなる審議を尽くされることを求めるものです。

滋賀地方最低賃金審議会の労働者委員は特定のローカルセンターに偏った選出が行われています。私たちコープしが労働組合が加盟する滋賀県労連は一貫して排除され、コロナ禍のも

とで生活実態におかれているエッセンシャルワーカーや非正規労働者も選出されていません。
また、専門部会は非公開となっており、審議は極めて不透明な状況にあります。

滋賀地方最低賃金審議会には、4割近くを占める非正規労働者や低賃金な状況に置かれている女性、若者など広範な県民の意見を聞く責務があります。

審議委員は公正かつ広範な労働者から選出するとともに、審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

以上。

○会長

それでは、諮問をお願いします。

○事務局(室長)

局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願います。

[局長より会長に対して地賃異議申出審議の諮問文を手交]

○事務局(室長)

会長、局長、席にお戻りください。

○会長

異議申出の審議について、諮問文の朗読をお願いします。

○事務局(補佐)

諮問文を朗読します。資料No.4をご覧ください

滋労発基 0823 第1号、令和3年8月23日、

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 待鳥 浩二

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合及びコープしが

労働組合から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。以上です。

○会長

それでは、諮問をいただきましたので、この異議申出について審議を行います。

委員の皆様のご意見をお伺いしますが、いかがですか。

○使用者代表委員

使用者側としての意見ですが、今年度の滋賀県最低賃金の改正について、コロナ禍の影響を強く受けている業種がある中、公労使委員が真摯に向き合い、慎重かつ十分な審議と議論を重ねた上で決定に至ったものです。我々使用者側は全員反対の立場でしたが、審議の内容から見て、答申どおり決定することが妥当だと考えています。以上です。

○会長

他にご意見はありませんか。

○労働者代表委員

労働者側としても、今回、予備日を含めて 4 回の専門部会を開催し、審議時間も当初予定したものをはるかに超え、そのすべてに時間を費やしてきました。労使の隔たりが非常に大きい中で議論を積み重ね、このような決定を得ています。我々としても、中小・小規模事業者や労働者の声を、何とか政府へ届けよう、意見を聞こうということで、労使で確認し決定したものですから、この審議会の答申どおりで問題ないと思っています。以上です、

○会長

他にご意見はありませんか。

○全委員

〔意見なし〕

○会長

他に特に無いようですので、8月4日の答申どおり滋賀労働局長に答申します。それでは、事務局から答申文案の配布と朗読をお願いします。

○事務局(室長)

答申文(案)を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

[答申文(案)の配布]

○事務局(補佐)

それでは、答申文(案)を朗読します。

滋賃審第9号

令和3年8月23日

滋賀労働局長 待鳥浩二 殿

滋賀地方最低賃金審議会会長 平井 建志

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和3年8月23日貴職から、同年8月4日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合及びコープしが労働組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○会長

この答申文(案)について、ご意見、ご質問はありませんか。

○全委員

[意見、質問なし]

○会長

特にご意見も無いようですので、これにより異議申出の審議について答申します。

○事務局(室長)

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願います。

[会長、局長、公益代表委員テーブル前に移動]

[会長から局長に地賃異議申出審議の答申文を手交]

○会長

これにて滋賀県最低賃金にかかる審議がすべて終了したので、本年度の滋賀県最低賃金専門部会を廃止したいと思います。

滋賀県最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいですか。

○全委員

[異議なし] の声あり。

○会長

それでは滋賀県最低賃金専門部会を廃止します。

続いて、議題(2)の「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)」について、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されないため、小委員会の報告をもって審議会の決議とはならないことから、ここで審議します。

本日の審議では、特定(産業別)最低賃金の名称は略称を使用します。第3回本審で、滋賀労働局長から、6業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をいただきました。これを受けて8月18日に開催された特別検討小委員会において、特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無についての報告がまとまりました。事務局から、報告書の朗読をお願いします。

○事務局(補佐)

それでは特別検討小委員会報告を朗読します。資料 No6 をご覧ください。なお、朗読に際しまして最低賃金の件名は略称とし、内容は結論のみとし、小委員会委員の皆様のお名前を省略させていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

新繊維工業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする
ことはできないとの結論に達したため報告する。

窯業土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

窯業土石製品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した
ため報告する。

一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

一般機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した
ため報告する。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの
結論に達したため報告する。

自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

自動車・同附属品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に
達したため報告する。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

各種商品小売業最低賃金について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする
ことはできないとの結論に達したため報告する。

以上です。

○会長

ただいまの報告書のとおり、「窯業・土石製品製造業」「一般機械器具製造業」「精密機械器具・電気機械器具製造業」「自動車・同附属部品製造業」の4業種については改正決定の必要性有りということで、「新繊維工業」「各種商品小売業」については全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったとして、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

では、事務局で答申文(案)を配布してください。

○事務局(室長)

答申文(案)を準備しますので、しばらくお待ちください。

〔答申文(案)の配布〕

○会長

答申文(案)を朗読してください。

○事務局(補佐)

それでは、答申文(案)を朗読します。なお、朗読に際しては、最低賃金の件名は略称とし、結論のみの朗読とさせていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

新繊維工業最低賃金ついて、改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

窯業土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

窯業土石製品製造業最低賃金ついて、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

一般機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める結論に達したので答申する。

自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

自動車・同附属品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について。各種商品小売業最低賃金について、改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

○会長

それではこれにより、答申するという事によろしいですか。

○全委員

〔異議なし〕の声あり。

○会長

それではこれにより答申します。

○事務局(室長)

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願います。

[会長、局長、公益代表委員テーブル前に移動]

[会長から局長へ、特賃 6 業種の必要性の答申文を手交]

○事務局(室長)

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

○会長

続いて、議題(3)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

それでは、産別 4 業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性有りとの答申をいただきましたので、改正決定の諮問を行うため、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。会長、局長、お手数ですが、もう一度、前にお進み願います。

[会長、局長、公益代表委員テーブル前に移動]

[局長から会長へ、特賃 4 業種の改定の諮問文を手交]

○事務局(室長)

会長、局長、席にお戻りください。

○会長

諮問文の配布、朗読をお願いします。

[諮問文写しの配布]

○事務局(補佐)

それでは、諮問文を朗読します。なお、朗読に際しては、最低賃金の件名は略称とし、基

本番号は割愛させていただきます。

滋労発基 0823 第 2 号 令和 3 年 8 月 23 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀労働局長 待鳥浩二

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金
- 2 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

以上です。

○会長

ただいま 4 業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る諮問がありました。今後の事務手続等について、事務局から説明願います。

○事務局（室長）

本日、局長より諮問した特定（産業別）最低賃金の改正決定については、関係労使の意見提出に関する公示を本日付で行います。併せて、4 業種の特定（産業別）最低賃金の労使各側の専門部会委員について、推薦公示を行います。推薦期限は、9 月 6 日月曜日となっています。

次回開催は、特定（産業別）最低賃金合同専門部会となりますが、日程について速やかに調整させていただき、メールでご連絡させていただきますのでよろしく願います。

○会長

続いて、議題（4）「特定（産業別）最低賃金の実地視察について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

特定(産業別)最低賃金の实地視察について説明します。7月5日の第1回本審で、特定(産業別)最低賃金の实地視察については事務局で検討とさせていただいていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、滋賀県が8月8日から「まん延防止」の適用が始まっている状況で、事業場との折衝、事業場および委員の方々への新型コロナ対策等を考えると実施が非常に困難であることから、やむをえず、本年度の特定(産業別)最低賃金最低賃金の実施視察については、見送りとしたいと考えています。

○会長

事務局から説明があったとおり、こういう状況なので、本年度も特定(産業別)最低賃金の实地視察を実施しないということによろしいですか。

○全委員

[異議なし]の声あり。

○会長

委員の皆様方の合意が得られたので、本年度も特定(産業別)最低賃金の实地視察を見送ることにします。

それでは、最後の議題(5)「その他」ですが、何かありませんか。

○全委員

[なし]

○会長

事務局から何かありませんか。

○事務局(室長)

ありません。

○会長

最後に、局長からご挨拶があるとのことですので、よろしくお願いします。

○事務局(局長)

本日は、本県にも新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置が適用される中においても、このような形でお集まりいただき、滋賀県最低賃金改正決定に対する異議申出についてご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

異議申し出につきましては、12年連続ということになりましたけれども、先ほど、当初の答申どおりというような結論をいただきましたので、今後は10月1日の発効に向けまして手続きを進めたいと考えています。

発効後につきましては、周知と履行確保に万全を期すこととしておりますけれども、8月4日にいただいた答申の付帯要望を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者に対する懇切丁寧な対応と賃金引上げのための各種支援策につきましても併せて推進してまいりたいと考えています。

委員の皆様には、7月5日開催の第1回本審以降、精力的にご審議を重ねていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

また、今後は特定(産業別)最低賃金の金額審議がございますが、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

本日の審議会はこれで終了します。お疲れさまでした。

[閉会]